掲示事項 通所介護・介護予防通所介護相当サービス

運営規程の概要

r									ī	\ \\ = \\ - \\		
フリガナ	デイサ	ナービ	スセ	ノターノ	ハナハ	ナ			サービスの	通所介護 介護予防通所介護相当サービ		
** = 7	-> .				+ 1 4 4 -				種類	万度		
事業所名	ナイち	ナーヒ	人セ.	ノターオ	とはな				事業所番号	1570105807		
	〒956−0816								フリガナ	サトウ ヤスヨ		
所在地	新潟市秋葉区新津東町1丁目7番53号							管理者	佐藤 康代			
連絡先	電話	番号		0	250-2	1-44	88		FAX番号	0250-22-4488		
227 414 □	日月火水木金土				土	祝	その他年間					
営業日	休	0	0	休	0	0	0	0	の休日			
	平		日		8:30	~ 17:	30			サービス提供時間		
営業時間	業時間 土 曜			曜 日 8:30~17:30					備考	9:00~17:00 延長時間		
	祝		日		8:30	~ 17:	30			7:30~9:30,17:00~18:00		
利用定員		50 名		実施單	単位数		1 単	位				
		,+	/ It. TID :	立たハ		厚生	労働大	臣が	定める告示上の	D基準額の利用者負担分(別掲)		
壬山 田 火		法 正	代理:	受領分		新潟市	介護予防	•日常生》	舌支援総合事業実施	要綱に定めるの基準額の利用者負担分(別掲)		
利用料	2+	古	III 557 /	通分以	ы	厚生	労働オ	臣が	定める告示上の	の基準額(別掲)		
	冱	た1い	咥'又'	項刀 以		新潟市	i介護予[防・日常	生活支援総合事業	実施要綱に定める告示上の基準額(別掲)		
その他の 費用		建費950円、おむつ代実費、利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費) 受費、送迎費用(通常の送迎の実施地域を越える部分1kmにつき50円										
通常の事業の	新潟市	市 秋第	区、	五泉市	の一部	部(旧	五泉市	5)、阿	[賀野市の一部	(旧京ヶ瀬村)		
実施地域	備考	Š										

従業者の勤務体制

職種	員 数				
早 以 ↑生	常勤	非常勤			
生活相談員	2人以上				
看護職員	1人以上	2人以上			
介護職員	5人以上	10人以上			
機能訓練指導員	2人以上	2人以上			

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない 限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当 該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意 を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとし ます。

利用料その他の費用の額

地域区分 7級地

単価 10.14 円

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割又は3割負担となります。

《通所介護》…通常規模(所要時間7時間以上8時間未満の場合)の場合

•基本部分

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金						
女月 设度	丰四	圣 本刊用科	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外					
要介護1	(658)	6,672 円	668 円	6,672 円					
要介護2	(777)	7,878 円	788 円	7,878 円					
要介護3	(900)	9,126 円	913 円	9,126 円					
要介護4	(1023)	10,373 円	1,038 円	10,373 円					
要介護5	(1148)	11,640 円	1,164 円	11,640 円					

- 加算及び減算

加	算 • 減 算		単位	利用料				負担金	
/JH				(一部除き1日に	つき)	(法定代理受領	(分)	(法定代理受領分	·以外)
	9時間以上10	時間未満	(50)	507	円	51	円	507	円
10時間以上11E 延長加算 (※)		時間未満	(100)	1,014	円	102	円	1,014	円
		時間未満	(150)	1,521	円	153	円	1,521	円
	12時間以上13		(200)	2,028	円	203	円	2,028	円
	13時間以上14	時間未満	(250)	2,535	円	254	円	2,535	円
 入浴介助加算	车	I	(40)	405	円	41	円	405	円
八百万岁加多	T	П	(55)	557	円	56	円	557	円
中重度者ケア	?体制加算		(45)	456	Ħ	46	Ħ	456	Ħ
		17	(56)	567	Ŧ	57	Ħ	567	Ħ
個別機能訓練加算		Ιロ	(76)	770	円	77	円	770	円
		11	(20)	202	用	21	Ħ	202	Ħ
認知症加算			(60)	608	Ħ	61	Ħ	608	Ħ
若年性認知症利用者受入加第		算	(60)	608	円	61	円	608	円
栄養アセスメ	ント加算		(50)	507	Ħ	51	Ħ	507	Ħ
口腔機能向」	上加算		(150)	1,521	円	153	円	1,521	円
		I	(22)	223	Ħ	23	Ħ	223	Ħ
サービス提 加算※	!供体制強化	1	(18)	182	Ħ	19	Ħ	182	Ħ
330 - Tarris Carlo		Ш	(6)	60	Ħ	6	Ħ	60	Ħ
	建物に居住する和 ら通う利用者への		-(94)	-953	Ħ	-96	Ħ	-953	Ħ
(片道につき)	い場合の減算) 区公支給関度額		-(47)	-476	円	-48	円	-476	円

《介護予防通所介護相当サービス》

・基本部分(1月につき)

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金				
女月 設及 単位		本 个们用和	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)			
事業対象者·要支援1	(1798)	18,231 円	1,824 円	18,231 円			
(事業対象者・)要支援2	(3621)	36,716 円	3,672 円	36,716 円			

・加算及び減算(1月につき)

加算・減算			単位	五 利用料		利用者負担金						
<i>加 </i>	<i>八</i>		- 中世	ተባ/ጠ ተት		(法定代理受領	(分)	(法定代理受領分	以外)			
若年性認知症利用者受入加算((240)	2,433	円	244	円	2,433	円			
生活機能向上グル	レープ活	動加算	(100)	1,014	田	102	円	1,014	円			
運動器機能向上	11算		(225)	2,281	H	229	Ħ	2,281	Ħ			
栄養改善加算			(200)	2,028	H	203	Ħ	2,028	Ħ			
中 麻 松 台 广 上 加久	I		(150)	1,521	円	153	円	1,521	円			
口腔機能向上加拿	异	П	(160)	1,622	円	163	円	1,622	円			
選択的サービス		I	(480)	4,867	H	487	Ħ	4.867	Ħ			
複数実施加算			(700)	7,098	Ħ	710	Ħ	7,098	Ħ			
事業所評価加算	事業所評価加算		(120)	1,216	Э	122	Ħ	1,216	Ħ			
		新集村業者 長支援1	(88)	892	Ħ	90	Ħ	892	Ħ			
	1	非常对象 表 多多数	(176)	1,784	B	179	円	1,784	Ħ			
サービス提供	TT	事業対象者 現支援1	(72)	730	Ħ	73	円	730	Ħ			
体制強化加算 ※	Π	事業が発 者・甚を指2	(144)	1,460	FJ	146	Ħ	1.460	Ħ			
	Ш	事業対象者・ 要支援1	(24)	243	円	25	円	243	円			
ш [(事業対象 者・)要支援2	(48)	486	円	49	円	486	円			
事業所と同一建物 する利用者又は同	がに居住 引一建	事業対象者 更支援1	-(376)	-3.812	Э	-382	Ħ	-3,812	Ħ			
物から通う利用者 サービス提供減算	~ø.	事業対象 者・夏を提2	-(752)	-7,625	Ħ	-763	Ħ	-7, <mark>62</mark> 5	Ħ			

[※]印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

《通所介護及び介護予防通所介護相当サービス共通》 ※以下の加算は区分支給限度額の算定対象外

加算・減算	利用者負担金					
加异,顺异	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)				
介護職員処遇改善加算(I)	右記額の1割	1月の <u>利用料金</u> の5.9% (基本料金+各種加算減算)				
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	右記額の1割	1月の <u>利用料金</u> の4.3% (基本料金+各種加算減算)				
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	右記額の1割	1月の <u>利用料金</u> の2 3% (基本料金+各種加算減算)				
介護職員等特定処遇改善加算(1)	右記額の1割	1月の <u>利用料金</u> の1 2% (基本料金+各種加算減算)				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	右記額の1割	1月の <u>利用料金</u> の1.0% (基本料金+各種加算減算)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	右記額の1割	1月の <u>利用料金</u> の1. 1% (基本料金+各種加算減算)				

中山間地域等に居住する者への	右記額の1割 1月の <u>利用料金</u> の5%
サービス提供加算	(基本料金+延長加算)
利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護·介護職員の員数が基準に満たない場合	基本利用料の70%

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに 利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、 速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

・・・・別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況			実施日	1	令和	年	J	月	日
	1	有り	評価機関名称						
			結果の開示	1	あり	·J	2	7	なし
	2	(無し)							